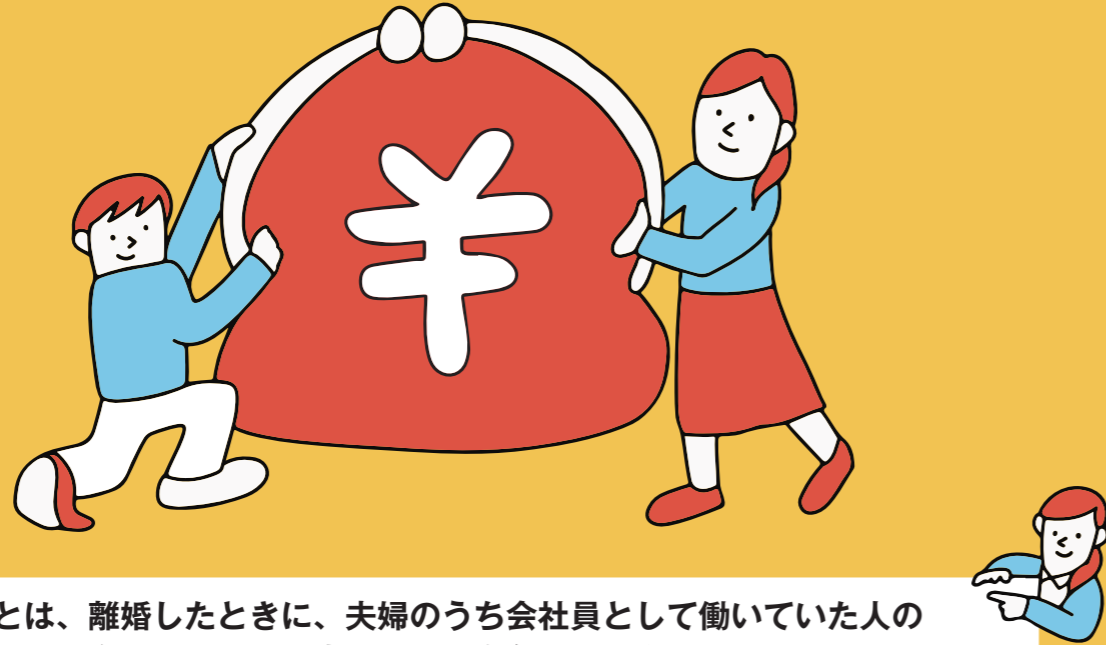


離婚したら年金はどくなる!? 離婚時の年金分割

きになる年金基本のき



年金分割とは、離婚したときに、夫婦のうち会社員として働いていた人の厚生年金の記録を、婚姻期間に応じて分け合う制度です。離婚時に知っておきたい年金分割の制度の概要と注意点を確認してみましょう。

合意分割制度

- 平成19年4月1日以降に成立した離婚を対象に、婚姻期間に相当する厚生年金を分割することができます。
- 実際、分割するのは婚姻期間中の標準報酬（平均給与）で、標準報酬の多い方から少ない方へ分割します。
- その際、夫婦の標準報酬総額の2分の1が上限となります。
- この決定は、夫婦合意が原則ですが、家庭裁判所への申し立てによって決めることもできます。
- 合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったと見

なされます。この場合、3号分割を受けた後の両者の厚生年金保険の被保険者期間・標準報酬を前提にして、合意分割が行われます。

3号分割制度

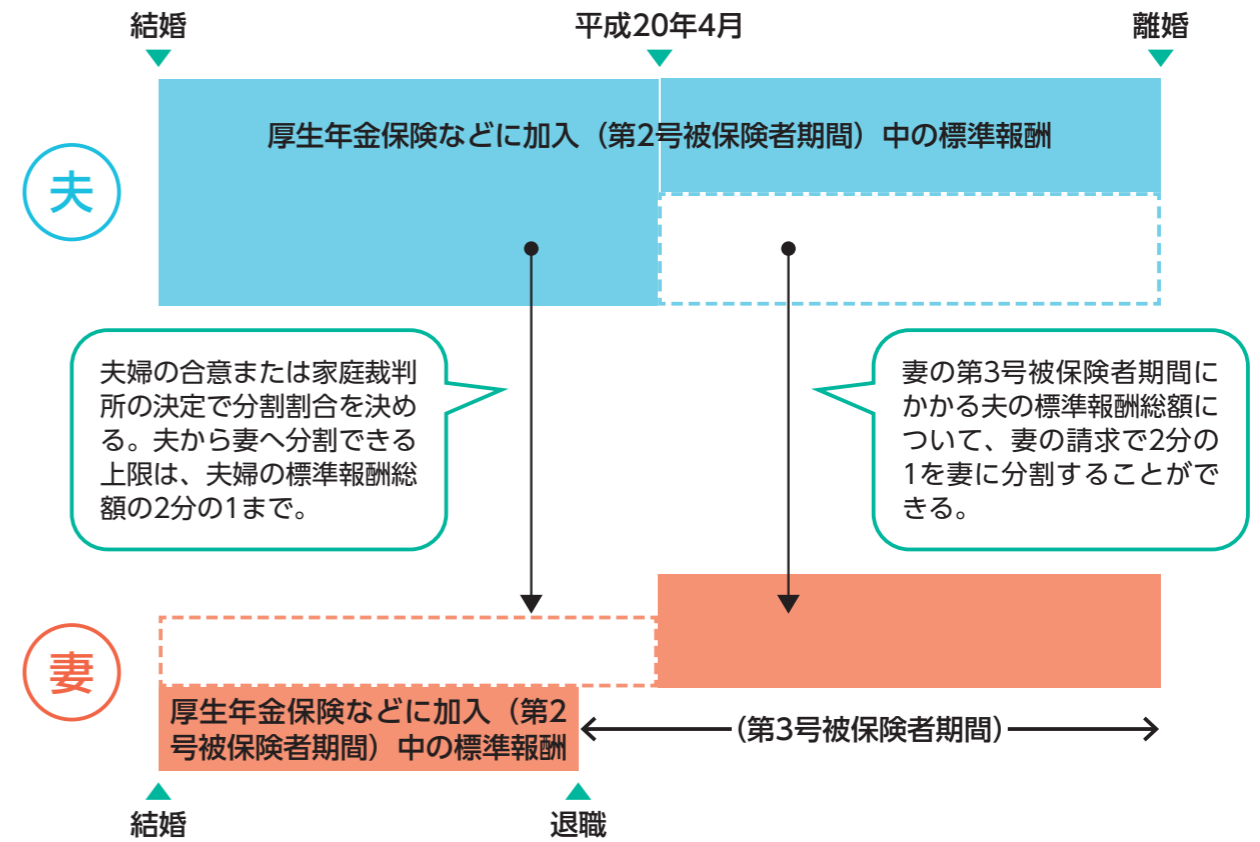
- 婚姻期間中に第3号被保険者期間（平成20年4月以降のものに限る）がある場合、その期間にかかる相手の標準報酬を2分の1に分割することができます。
- 請求に当たっては、夫婦の合意は必要ありません。
- ただし、分割される人が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間の一部または全部を基礎にして年金額の計算がされている場合、分割の請求は認められません。

分割の請求期限

請求は、原則、離婚等をした日の翌日から**5年以内**に行う必要があります。令和8年3月以前に離婚等をした場合の期限は、その日の翌日から起算して**2年以内**となります。



図表●厚生年金保険の加入期間のある妻が平成20年4月以前に第3号被保険者となったケース



※この図表では、妻を第3号被保険者として説明していますが、夫が第3号被保険者となるケースもあります

ココがポイント！

- 分割される年金とは、厚生年金や共済年金の報酬比例部分です。基礎年金あるいは基金の給付は対象外です。
- 分割後の年金を受けるのは、本人の加入記録に基づいて受給資格期間（原則10年）を満たしてからとなります。

年金受給中に離婚した場合の注意点

- 厚生年金の分割を請求した月の翌月分から年金額が改定されます。ただし、過去にさかのぼって年金額が改定されるわけではありません。
- 加給年金額を受けている場合は、離婚すると支給停止になります。したがって、妻が65歳になって老齢基礎年金に振り替えられる加算も受けられなくなります。
- 夫が年金受給者でも、妻がまだ受給開始年齢になっていない場合は、厚生年金の分割を受けても年金はまだ受けられません。

離婚時の年金分割に関する詳細は、年金事務所または街角の年金相談センターにご相談ください。

■ 予約受付専用電話 ☎ **0570-05-4890** 050で始まる電話の場合は ☎ 03-6631-7521（一般電話）

ホームページからインターネット予約もできます

■ 日本年金機構ホームページ 🌐 <https://www.nenkin.go.jp/>